

クマにご注意下さい！



各地でクマによる人身被害が多発しています。
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意下さい。

クマの出没を防ぐためには

(1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈払いなどを行うこと。
- 頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

(2) 誘引物の適切な管理

- クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等は適切に処理すること。
- 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること。

もしも、クマに遭遇してしまったら

(近くにクマがいることに気がついた場合)

- 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
- クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



詳細については、下記の環境省
作成パンフレット等をご参照下さい

環境省作成パンフレット <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/docs5-kuma.pdf>

クマ類の出没対応マニュアル - 改訂版 - <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について
鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。（詳しくは裏面をご覧下さい。）



クマ対策を支援しています！



鳥獣対策の基本



生息環境管理

- 誘引物（放任果樹、廃棄野菜等）の除去
- 刈払い、緩衝帯の設置による餌場・隠れ場の撲滅

出没しにくい環境作りが
大切です。組みあわせることで適切な対策を！

鳥獣対策の鉄則！3つの柱！



侵入防止対策

- 柵等の設置による侵入防止



個体群管理

- 捕獲



交付金での支援内容※一部抜粋

刈払い等による生息環境管理

潜み場となる藪の刈払いや、移動ルート上の緩衝帯設置、誘引物となる放任果樹の除去などを支援します。



緩衝帯の整備



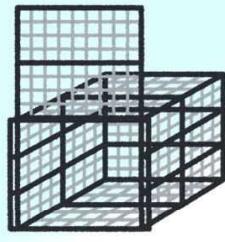
放任果樹の伐採

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

ほ場への侵入を防止するための柵の設置や、捕獲のための機材の導入を支援します。



侵入防止柵の設置



わなの導入

捕獲活動経費の直接支援

捕獲活動に係る経費を定額で支援します。



生息状況調査、研修会の開催等

生息状況など、専門家を入れた調査や研修会の開催を支援します。



【お問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

被害対策の基本について 03-6744-7642(直通)

交付金での支援内容について 03-3591-4958 (直通)